

公益社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医資格更新実施内規

(平成2年2月9日制定)
 (平成2年9月28日改正)
 (平成4年3月27日改正)
 (平成6年3月4日改正)
 (平成7年3月10日改正)
 (平成8年1月19日改正)
 (平成10年3月6日改正)
 (平成10年7月1日改正)
 (平成12年9月22日改正)
 (平成14年6月3日改正)
 (平成15年12月19日改正)
 (平成18年4月20日改正)
 (平成19年8月10日改正)
 (平成23年1月7日改正)
 (平成25年3月1日改正)
 (平成25年4月1日改正)
 (平成25年11月29日改正)
 (平成26年11月28日改正)
 (平成27年2月6日改正)
 (平成27年8月7日改正)
 (平成27年11月27日改正)
 (平成28年3月11日改正)
 (平成28年4月1日改正)
 (平成28年11月25日改正)
 (平成29年8月18日改正)
 (平成30年12月7日改正)
 (平成31年3月1日改正)
 (令和2年8月6日改正)
 (令和3年4月30日改正)
 (令和3年8月20日改正)
 (令和4年3月11日改正)

- 1 公益社団法人日本超音波医学会(以下「本会」という)は、本会認定超音波専門医(以下「専門医」という)のレベル保持のため、次により認定更新を実施する。
- 2 専門医資格の有効期間は5年間とし、更新手続きは5年ごとに行う。
- 3 資格更新を行おうとする者は、申請時まで継続の本会正会員、シニア会員、名誉会員又は功労会員(期間中にここに掲げる一つの資格からここに掲げる他の資格に種別変更があった場合を含む。)のいずれかでなければならない。
- 4 資格更新の審査は、本会認定超音波専門医制度委員会(以下「本委員会」という)が行う。
- 5 理事長は、本委員会が審査を行い適格と判定した者に、理事会の承認を得て認定証を交付する。
- 6 資格更新は、専門医の認定または前回の資格更新を受けてから5年間(初回更新者は4年8ヵ月間)に、以下に定める資格更新要件を満たさなければならない。なお、資格更新要件は、更新年度により以下の2つに分かれる。

[2026年度までの資格更新要件]

更新年の5月末までに以下の事項を満たしていること。

- ・100単位を取得していること。
- ・少なくとも1回は、日本超音波医学会学術集会(地方会は含まず)に参加していること。
- ・必修講習を受講していること(ただし、2025年度の資格更新対象者から適用)。

[2027年度以降の資格更新要件]

更新年の5月末までに以下の事項を満たしていること。

- ・100単位を取得していること。
- ・上記の100単位の中に、本会主催の学術集会等に参加することで得た40単位が含まれていること。
- ・少なくとも1回は、日本超音波医学会学術集会(地方会は含まず)に参加していること。
- ・必修講習を受講していること。

研修・業績単位表：

(1)学術集会

	出席(注1)	発表(注2～5)
A 日本超音波医学会学術集会(注6, 15)	25(単位)	25(単位)(注18)
日本超音波医学会地方会学術集会(注6)	15	15(注18)
日本超音波医学会研究会	10	10(注18)
日本超音波医学会超音波診断講習会	10	10
日本超音波医学会小規模講習会	—	5
日本超音波医学会地方会講習会	5	5
日本超音波医学会学術集会教育セッション	10	10
B 世界超音波医学学術連合大会及びそれを構成する各連合大会	15	15

C 日本医学会総会(注7)	5	5
日本医学会分科会の学術集会(地方会含む, 注7, 17, 19)	5	5
D 指定超音波医学関連学会・研究会(注7, 8, 17)	5	5
E その他の学会・研究会(注9)	—	5
(2) 超音波医学に関連する論文と著書		
超音波医学, Journal of Medical Ultrasonics(会誌, 注4, 10)		
原著		50(単位)
その他(症例報告, 速報等)		30
総説, 特集, 解説(注11)		50
その他の学術論文(注4, 7, 10, 12)		20
著書(単行本, 注4, 9, 13, 16)		20
(3) DVDまたはWEB配信による超音波研修		
日本超音波医学会超音波診断講習会(注14)	5	
日本超音波医学会学術集会教育セッション(注14)	5	

注1: 出席したことを証明する書類を添付する。

注2: 発表の単位は, 出席の単位に加算される。

注3: 単位表に示された発表の単位は, 発表・論文・著書とも, 筆頭者の場合とする。

注4: 共著者の発表の単位は, 発表・論文・著書とも, 筆頭者の1/2とする。

注5: プログラムまたは抄録のコピーを添付する。

注6: 特別企画及びハンズオンセミナー等(ただし, 企業が協賛するセミナーは対象外とする。)の単位は, 筆頭者のみとする。

注7: 発表の単位は, 超音波医学に関するものに限る。

注8: 指定学会・研究会は, 会誌等に公示する。

注9: 超音波医学に関する発表に限る。適否については, 本委員会が判定する。

注10: 別刷または論文全文のコピーを添付する。ただし, 本会学会誌に掲載された論文は第1ページのみの添付で可とする。

注11: 共著者は5人までとする。

注12: 査読があり本委員会が認めたものに限る。

注13: 著書名・編者名・目次・タイトル・著者名・出版社・発行日が確認できるコピーを添付する。

注14: DVDまたはWEB配信の購入日から3年以内に収録試験問題に解答し, 教育委員会が一定の基準に達していると判定した者のみとする。

注15: Ultrasonic Weekの場合, 単位については大会毎の設定とする。

注16: 専門医認定試験問題集の制作に携わった問題集編集委員は, 一律20単位とする。

注17: 複数学会が併催された場合の出席単位は, 併催学会数に関わらず8単位とする。

注18: 演題発表における代理発表について, 以下のように扱うものとする。

1) 筆頭者が都合により発表できない場合, 原則として, 共著者に限って代理発表することを認める。代理発表する共著者に付与される単位は, 注4に定めるところとする。

2) 演題の筆頭者は, 共著者に限って, 筆頭者の交代を申請することができる。本申請は, 抄録集などの制作状況と密接に関係するため, 受理するかの判断は, 学術集会会長その他の責任者が行うものとする。

注19: 日本医学会分科会の地方会については, 都道府県以上の単位で活動している会を指す。

7 専門医の資格更新を受けようとする者は, 会誌等に公示する期間中に下記の書類を提出し, 資格更新審査・認定料を納付しなければならない。

一 資格更新申請書

二 研修・業績単位表, 及びそれを証明する別刷ないしコピー

(所定の様式にて学会出席単位等の登録がある場合は, その不足する単位数について提出するものとする。)

三 資格更新審査・認定料10,000円の納付

8 資格更新期限内に取得単位数が規定の点数に達しないことが見込まれる者は, 公示する期間内に下記の手続きにより, 1年間を限度として, 本会認定超音波専門医制度規則第2章にある認定試験を免除し, 次年度に更新資格が与えられるものとする。

一 更新猶予申請書の提出

二 更新猶予手数料5,000円の納付

更新猶予申請書の提出, 更新猶予手数料の納付は当該年度の更新手続き締切日までに完了しなければならない。

なお, 更新猶予期間中及び保留期間中は専門医を呼称することができない。次回更新手続きを行い, 審査を受け適格と認められた後は, 更新猶予期間も含めて専門医の継続年数に加算できる。更新猶予期間は, 更新後の認定期間の1年目として扱われる。この1年間の取得単位のうち前回分の不足単位を充足するために使用された点数は, 次の更新手続きには加算できない。ただし, 余剰の点数は, 次の更新単位に加算できるものとする。更新猶予期間終了時に資格更新のため必要な手続きは, 前掲6及び7項に準ずるものとする。

9 特別な事情の場合には, 資格の保留を申請することができる。

一 特別な事情に関する証明書(海外留学の場合は招聘先からの書類の写し, 病気療養の場合は医師の診断書, 育児・介護などの場合は出産を証明する母子手帳の写し, 要介護状態を証明する書類の写しなど)を添えて「保留申請書」を提出することにより本委員会の審査を経て認められる。

二 特別な事情がなくなった場合には, 「復帰申請書」を提出し, 提出日の翌月1日をもって専門医の復帰を認める。

三 保留期間の開始日は, 申請期間の翌月の1日とし, 同終了日は, 申請期間の当月末日あるいは翌月末日とする。遡っての申請は認めない。保留は, 1回の申請で2年間まで認められ, これを超過する場合, 2年毎に申請を行わなければならない。保留期間は, 最長5年間とする。

四 資格更新を行う際は, 保留期間以前と復帰後の合計が5年間となる年に行う。

- 五 保留期間中の資格更新単位は、加算できない。
- 六 保留期間中は、専門医を呼称することができない。
- 10 この内規の改廃は、本委員会の発議により規約担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この内規は、平成2年2月9日から施行する。
- 2 第2回(平成8年度)以降の資格更新のための計算は、認定された年の6月から更新の年の5月までとする。
- 3 この内規の改正は、平成12年9月22日から施行する。
- 4 この内規の改正は、平成14年6月3日から施行する。
- 5 この内規の改正は、平成15年12月19日から施行する。
- 6 この内規の改正は、平成18年4月20日から施行する。
- 7 この内規の改正は、平成19年8月10日から施行する。
- 8 この内規の改正は、平成23年1月7日から施行する。
- 9 この内規の改正は、平成25年3月1日から施行する。
- 10 この内規の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 11 この内規の改正は、平成25年11月29日から施行する。
- 12 この内規の改正は、平成26年11月28日から施行する。
- 13 この内規の改正は、平成27年2月6日から施行する。
- 14 この内規の改正は、平成27年8月8日から施行する。
- 15 この内規の改正は、平成27年11月28日から施行する。
- 16 この内規の改正は、平成28年3月11日から施行する。
- 17 この内規の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 18 この内規の改正は、平成28年11月25日から施行する。
- 19 この内規の改正は、平成29年8月18日から施行する。
- 20 この内規の改正は、平成30年12月7日から施行する。
- 21 この内規の改正は、平成31年3月1日から施行する。
- 22 この内規の改正は、令和2年8月6日から施行する。
- 23 この内規の改正は、令和3年4月30日から施行する。
- 24 この内規の改正は、令和3年8月20日から施行する。
- 25 この内規の改正は、令和4年3月11日から施行する。